

平成 26 年 1 月 22 日

財務部長 池上 治 樹 様

総務常任委員会
委員長 笹川 栄 一

上越市空き家等の適正管理に関する条例（たたき台）について（照会）

総務常任委員会では、管理不全な状態にある空き家等を適正管理することにより、市民の安全で良好な住環境及び景観を確保し、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、空き家等の適正管理に関する条例の制定に向けた検討を進めています。

つきましては、条例の検討に際しての参考とするため、下記のとおり照会いたします。

記

1. 照会内容

- (1) 「管理不全な状態を「公表」した年度の次年度から、当該空き家の敷地の「固定資産税の課税標準の特例を解除できる」規定を設ける。」ことについて
- (2) 「管理不全な状態の空き家を除却した場合、その後の一定期間、「固定資産税の減免（「標準—特例」分）」あるいは「課税標準適用の猶予」など固定資産税にかかる規定を設ける。」ことについて

2. 回答期限 平成 26 年 1 月 31 日（金）

3. 参考資料 上越市空き家等の適正管理に関する条例（たたき台）